

# 物価高騰重点支援給付金（3万円/1世帯） のご案内

受給には手続きが必要です

- 物価高騰重点支援給付金（**1世帯あたり3万円**）は、住民税均等割非課税世帯や、令和5年1月以降に家計急変のあった世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

## 給付金の支給額

1世帯あたり **3万円**

## 給付金の支給時期

市区町村が確認書(または申請書)を受理した日から 1か月後が目安です。

## 支給対象と申請の有無

### 支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の令和5年度  
**「住民税均等割が非課税」**  
の世帯

令和5年1月以降の収入が  
減少し **「住民税非課税相当」**  
の収入となった世帯(家計急変世帯)

富里市から  
確認書が届きます（要提出）  
※一部申請が必要な場合があります  
**返送期限：令和5年9月30日まで**

詳しくは裏面「I」へ

**申請が必要です**



**期限期間：令和5年9月30日まで**

富里市役所生活支援課に申請してください。

詳しくは裏面「II」へ

# 給付金の支給手続き

## I 令和5年度住民税（均等割）が非課税の世帯

**世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から現住所にお住まいの場合**

- 対象となる世帯には、富里市から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
  - 中身を確認して、富里市に提出してください。
- 【確認事項】
- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
  - ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと



**世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合**

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に生活支援課の窓口へ、直接または郵送でご提出ください。



## II 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和5年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。（適用される限度額は、市町村ごとに異なりますので、お住まいの市町村にお問い合わせください。）

（一例）住民税非課税となる年間給与収入の目安（富里市の場合）単身の場合：93円以下、母・子(1人)の場合137.8万円以下

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに生活支援課の窓口へ、直接または郵送でご提出ください。

**!** 収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



住民税非課税世帯等に対する給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

## お問い合わせ

富里市コールセンター 「物価高騰重点支援給付金」の相談窓口



**0120-610-767** 受付時間 平日8:30~17:15（土日、祝日除く）